

官報 号外 昭和三十一年

昭和三十六年四月二十日

員等共済組合法の一部を改正する法律案、右三案を一括して議題いたします。

○第三十八回
國會衆議院會議錄 第三十一号

昭和三十六年四月二十日(木曜日) 田畠第一 昭和三十三年六月三十日

午後二時三十六分開議
○議長(清瀬一郎君) これより会議を開きます。

国会に提出する。

者で同日において本邦外にあつたもののうち、昭和二十八年八月一日以後においてその本邦に帰還した日から政令で定める期間内に再び職員となつたもの又は同年八月一日以後において当該期間内に地方公務員となり、引き続き地方公務員として在職した後引き続いて

議事日程 第二十四号

午後一時開講

第一　國家公務員等退職手当法の

曲
一編卷之六

第二 昭和二十三年六月三十日以
前に給付事由の生じた国家公務
員共済組合法等の規定による年
金の額の改定に関する法律等の
一部を改正する法律案（内閣提

等の一部を改正する法律案（内閣提出）

日程第三 公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案（内閣提出、參議院送付）

後進地域の開発に関する公共企業に係る国との負担割合の特例に関する法律案（内閣提出）

地方財政法の一部を改正する法律案（内閣提出）

日程第一　国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案（内閣提出）

日程第二　昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改定に関する法律案（内閣提出）

国家公務員等退職手当法の一部
を改正する法律

国家公務員等退職手当法（昭和二
十八年法律第二百八十二号）の一部を
次のように改正する。

附則第七項中「第七条」の下に「又
は同条及び第七条の二第一項若しくは
は附則第九項を加える。

附則第九項以下を二項ずつ繰り下

昭和二十八年七月三十一日に現
に在職する職員、同日に現に地方
公務員として在職し、同日後に引
き続いて職員となつた者又は前項
に規定する者のうち、先に職員と
して在職した後退職手当（これに
相当する給与を含む。）の支給を受
けて政令で定める退職をし、か
は、政令で別段の定めをすること
ができる。

第三 公共企業体職員等共済組合

法の一節を改正する法律案（内閣提出、參議院送付）

○本日の会議に付した案件

法の一部を改正する法律案（内閣提出）

に準じて政令で定めるところにより計算した額とする。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正後の国家公務員等退職手当法附則第七項、附則第九項及び附則第十項の規定は、昭和三十六年三月一日以後の退職に係る退職手当について適用する。

(昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律)

(昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改定に関する法律の一部改正)

第一条 昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員

により退職した後再び職員となつた者等について、その退職の事情及び長期勤続者優遇の趣旨等にかんがみ、その者が退職した場合に支給する退職手当の額の計算の特例を設ける等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

昭和三十六年三月三日

内閣總理大臣 池田 勇人

2 前項の規定により年金額を改定された年金のうち、その算定の基準となる別表第一の下欄に

下のものについては、昭和三十六年十月分以後、その年金額を掲げる仮定俸給が二万八百円以下のものに改め、同項の規定は、前項の規定により年金額を改定した年

を、その算定の基準となつてい

れぞれ対応する別表第二の仮定俸給を俸給とみなし、共済組合法の規定を適用して算定した額に改定する。

別表第一

第一条第一項又は第二条第一項に規定する年金額改定法の仮定俸給

仮 定 傅 給

六、〇〇〇 円

七、六五〇

八、一五〇

九、二五〇

一〇、六五〇

一一、一〇〇

一二、四五〇

一三、四〇〇

一四、六〇〇

一五、二〇〇

一六、四〇〇

一七、八〇〇

一八、五〇〇

一九、二〇〇

二〇、〇〇〇

二一、六〇〇

の規定に準じ年金額を改定することができる。

第二条第一項中「別表の仮定俸給」を「別表第一の仮定俸給」に改め、同条第二項中「前条第四項及び第五項」を「前項」を前

2 前条第二項の規定は、前項の規定により年金額を改定した年金について準用する。

別表を別表第一とし、同表の次に次の表を加える。

昭和二十三年六月三十日以後の間に退職し、同年七月一日から同年十一月三十日まで

の間に退職し、又は死した者

(同年六月三十日に退職したも

のとすればその者に係る年金に

つき前二項の規定の適用を受け

るべき者に限る)で、同年六月三十日に退職したものとみなして前二項の規定を適用した場合

に受けるべき年金の額が現に受けている年金の額をとることとなるものについては、その者

又はその遺族の申出により、昭和三十六年十月分以後、同日に退職したものとみなしてこれら

による普通恩給を除く。以下「普通恩給」という。」を「普通恩給」に改め
る。

附則第二十六条第一項前段中「附

則第五条から第十八条まで」を「附則
第五条、第六条、第八条、第九条、

第十一条から第十八条まで」に改
め、同項後段を次のように改め、同

項の表及び同条第二項後段を削る。

この場合において、これらの規
定中「施行日」とあるのは「転入し

た日」と、附則第五条第一項第四
号及び第十一条第一項第一号から

第五号までの規定中「職員」並びに

同項第一号中「職員であつた期間
及びその前又は後に引き続ぐ職員

以外の国家公務員」とあるのはそ
れぞれ「職員又は国家公務員」と讀
み替えるものとする。

附則第三十二条中「第四項」を「第

二項第一項前段中「職員であつた期間
及びその前又は後に引き続ぐ職員

以外の国家公務員」とあるのはそ
れぞれ「職員又は国家公務員」と讀
み替えるものとする。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から
施行する。

(遺族に関する経過措置)

第二条 改正後の公共企業体職員等
共済組合法(以下「新法」という。)
の遺族の範囲及び順位に関する規

定は、この法律の施行前に給付事

由が生じた遺族年金についても、
適用する。ただし、新法の規定に

による遺族年金の支給を受けるべき
者(当該遺族年金を受けるべき者(当該遺

族以外の者が改正前の公共企業
体職員等共済組合法(以下「旧法」

といふ。)の規定によりこの法律の
施行の時までの間について支給を

受けた遺族年金は、返還すること
を要せず、新たに新法の規定によ

り遺族年金の支給を受けるべき遺
族となつた者に対して支給すべき遺

族と生じた者に対する支給すべき遺

は、新法及び第一項の規定にかか
らず、前項の規定により遺族年

金の支給を受けるべき者(当該遺

族年金を受けるべき者が二人以上
あるときは、その全員)が旧法第

六十条第一項各号の一に該当する。

に至るまでは、当該遺族年金の支
給を受けることができない。

第三条 この法律の施行前に給付事

由が生じた遺族一時金で旧法の規
定による遺族がいないため支給さ
れなかつたものについて、当該組

合員であつた者の死亡の時におい
て新法の遺族の範囲に関する規定

を適用するとしたならば当該遺族

一時金の支給を受けるべき遺族が
ある場合は、この法律の施行の日

において、その新法の規定による
遺族に当該遺族一時金を支給す

る。

2 この法律の施行前に給付事由が

付事由が生じた遺族年金の支給を
受けるべき遺族である者(新法の

規定による遺族年金の支給を受け
るべき遺族に該当する者を除く。)

は、この法律の施行後も、旧法第

六十条第一項各号の一に該当する
に至るまでは、なお従前の例によ
り、当該遺族年金の支給を受ける

ことができる。

前項の場合においては、新たに

新法の規定により当該遺族年金の
支給を受けるべき遺族となつた者

該部分を新法附則第二十六条第一項において「更新組合員
組合員○等についても、適用する。
適用する場合を含む。次項において同じ。」
等」という。)

2 この法律の施行前に死亡した更
退職とみなしたならば新法附則第
十条(○又は第十一条)による退職年金を支
給すべきこととなる場合は、その

者(以下「更新組合員等」とい
う。)に於て、次の期間を組合員
期間に算入して旧法の規定を適用

するとしたならばその者はその
遺族に退職年金又は遺族年金を支
給すべきこととなる場合は、昭和

三十五年七月一日からその期間を
組合員期間に算入して、これらの
者に退職年金又は遺族年金を支給す

る。

(従前の給付に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前に給付事

由が生じた給付については、この
附則に特別の定めがあるものを除
き、なお従前の例による。

(組合員期間の計算に関する特例)

第六条 この法律の施行前に退職し
又は死亡した更新組合員及び転入

組合員(以下「更新組合員等」とい
う。)に於て、次の期間を組合員
期間に算入して旧法の規定を適用

するとしたならばその者はその
遺族に退職年金又は遺族年金を支
給すべきこととなる場合は、昭和

三十五年七月一日からその期間を
組合員期間に算入して、これらの
者に退職年金又は遺族年金を支給す

る。

十、国家公務員共済組合、國家

公務員共済組合連合会、専売

共済組合、國鐵共済組合又は
日本電信電話公社共済組合から委託された業務を処理すること。

(郵政事業特別会計法の一部改正)

第十一條 郵政事業特別会計法(昭和二十四年法律第百九号)の一部

を次のように改正する。

第二条中「又は國家公務員共済組合連合会、専賣共済組合、國鐵

共済組合又は日本電信電話公社共済組合」に改める。

○謹長(清瀬一郎君) 委員長の報告を求めます。大蔵委員長足立篤郎君。

[報告書は会議録追録に掲載]

○足立篤郎君登壇

〔足立篤郎君登壇〕

申し上げます。

まず、國家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案について申し上げます。

日本電信電話公社共済組合から委託された業務を処理すること。

この法律案は、外地からの引き揚げ

その他特殊の事由によって退職した

後、再び職員となつた者等につきまし

て、その退職の事情及び長期勤続者優遇の趣旨等にかんがみ、これらの者が

退職した場合に支給する退職手当の額

の計算等について、新たに次のように

特例を設けることとしたそととするも

のであります。

すなわち、まず第一に、現行の國家公務員等退職手当法におきましては、

公務員等退職手当法に規定しては、

退職手当の額を計算する場合、その基

本となる勤続期間の計算につきましては、職員としての引き続いた在職期間

によつて計算することを原則といたし

ておりますが、外地官署引き揚げ職

員、外國政府職員等であつた者及び追

放該當職員並びに軍人軍属であつた者

が、本邦に帰還した日から一定期間内

に職員として再就職した場合には、前

後の在職期間は引き続いたものとみな

し、これを通算するという特例が設けられております。

〔足立篤郎君登壇〕

申し上げます。

まず、國家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案について申し上げます。

七月三十一日までに再就職した者についてのみ認められておりましたが、今回これを改正して、同年八月一日以降に再就職した者についても、同様

にこの特例を適用することができるこ

とといたしております。

第二に、從来、外地官署引き揚げ職員等の退職手当の額を計算する場合に

は、引き揚げ、追放等による退職のと

き支給された退職手当の基礎となつた

在職期間はこれを除外することとした

しておきますが、今回これを改め、当

該退職者の再就職後の在職期間を通

算することとした場合に受けける退職手

当の支給割合と、再就職前の在職期間

に対する退職手当の支給割合との差を

といたします。

なお、以上の特例は本年三月一日以

降の退職者について適用することとい

たしております。

本案に対しましては、各派共同提案

にかかる修正案が提出せられました。

修正の趣旨は、改正後の勤続期間の

計算に関する特例を昭和二十八年八月

一日以降の退職者に適用せしめようとするものであります。

右の修正案につきましては、国会法

第五十七条の三の規定により内閣の意

見を求めましたところ、やむを得ない

ものと認める旨の意見が述べられまし

た。

本案並びに修正案につきましては、

とといたしておきます。

昨十九日質疑を終了し、採決を行ないました。

第二に、二十三年六月三十日以前から引き続き在職し、同年七月一日以後

新給与制度による俸給の再計算が実施されました同年十二月一日までの間に

退職した者の年金額については、本人の希望により、六月三十日に退職したも

のとみなした場合に受け得る年金の額に改定できることといたしております。

第三に、公務傷病年金の最低保障額を、恩給法における増加恩給の引き上げ措置に準じて引き上げることとした

ことといたしております。

なお、以上の年金額改定のほか、若

年者に対する増額分の支給停止その他

につきまして所要の措置を講ずること

といたしております。

本案につきましては、審議の結果、

昨十九日質疑を終了し、採決を行ないましたところ、全会一致をもつて原案

の通り可決いたしました。

最後に、公共企業体職員等共済組合

法の一部を改正する法律案について申

し上げます。

この法律案は、さきに行なわれまし

た国家公務員共済組合法の改正及び恩

給法の一部改正に伴いまして、公共企

業体職員等共済組合の長期給付の内容

の改定措置に準じて改定することとい

たしております。

第二に、二十三年六月三十日以前から

新給与制度による俸給の再計算が実施

されました同年十二月一日までの間に

退職した者の年金額については、本人の希望により、六月三十日に退職したも

のとみなした場合に受け得る年金の額に改定できることといたしております。

第三に、公務傷病年金の最低保障額を、恩給法における増加恩給の引き上げ措置に準じて引き上げることとした

ことといたしております。

なお、以上の年金額改定のほか、若

年者に対する増額分の支給停止その他

につきまして所要の措置を講ずること

といたしております。

本案につきましては、審議の結果、

昨十九日質疑を終了し、採決を行ないましたところ、全会一致をもつて原案

の通り可決いたしました。

最後に、公共企業体職員等共済組合

法の一部を改正する法律案について申

し上げます。

この法律案は、さきに行なわれまし

た国家公務員共済組合法の改正及び恩

給法の一部改正に伴いまして、公共企

業体職員等共済組合の長期給付の内容

に不均衡を生ずることとなりましたので、その内容を合理化する等のため提出されたものであります。

以下、その内容について簡単に申し上げます。

第一は、軍人としての恩給期間の組合員期間への算入について、次の措置をとることいたしております。すな

て、昭和三十五年七月一日から恩給の基礎在職年に算入されることとなりま

した旧軍人、旧進軍人または旧軍属の恩給の基礎となつた七年以上十二年未

七年未満の在職年数を組合員期間に算入することとともに、軍人一時

恩給の基礎となつた七年以上十二年未

七年未満の在職年数を組合員期間に算入することいたしております。また、軍人

普通恩給を受ける権利は受給権者の希望によつて消滅することとし、この場合、その基礎となつてゐる在職年数を組合員期間に算入することいたしております。

第二は、國家公務員共済組合法の例にならない、新たに、組合員期間十年以上二十年未満の組合員が死亡した場合にも遺族年金を支給することができる

ことといたしたのであります。
第三は、遺族の範囲に関する規定を整備することとし、組合員または組合

員であつた者の死亡当時、その夫、父

母または祖父母については、五十五才以上でなければ遺族とはいきないこ

とになつておりますが、これを五十五才以上であることを要しないこととい

うしておられます。ただし、遺族年金につきましては、五十五才までその支給

を停止することいたしております。

なお、本案は、さきに參議院において修正議決の上、本院に送付されたものであります。

て、昭和三十五年七月一日から恩給の基礎在職年に算入されることとなりま

した旧軍人、旧進軍人または旧軍属の恩給の基礎となつた七年以上十二年未

七年未満の在職年数を組合員期間に算入することとともに、軍人一時

恩給の基礎となつた七年以上十二年未

七年未満の在職年数を組合員期間に算入することいたしております。また、軍人

普通恩給を受ける権利は受給権者の希望によつて消滅することとし、この場合、その基礎となつてゐる在職年数を組合員期間に算入することいたしてあります。

第二は、國家公務員共済組合法の例にならない、新たに、組合員期間十年以上二十年未満の組合員が死亡した場合にも遺族年金を支給することができる

ことといたしたのであります。
第三は、遺族の範囲に関する規定を整備することとし、組合員または組合

員であつた者の死亡当時、その夫、父

母または祖父母については、五十五才以上でなければ遺族とはいきないこ

とになつておりますが、これを五十五才以上であることを要しないこととい

うしておられます。ただし、遺族年金につきましては、五十五才までその支給

を停止することいたしております。

なお、本案は、さきに參議院において修正議決の上、本院に送付されたものであります。

て、昭和三十五年七月一日から恩給の基礎在職年に算入されることとなりま

した旧軍人、旧進軍人または旧軍属の恩給の基礎となつた七年以上十二年未

七年未満の在職年数を組合員期間に算入することとともに、軍人一時

恩給の基礎となつた七年以上十二年未

七年未満の在職年数を組合員期間に算入することいたしております。また、軍人

普通恩給を受ける権利は受給権者の希望によつて消滅することとし、この場合、その基礎となつてゐる在職年数を組合員期間に算入することいたしてあります。

第二は、國家公務員共済組合法の例にならない、新たに、組合員期間十年以上二十年未満の組合員が死亡した場合にも遺族年金を支給することができる

ことといたしたのであります。
第三は、遺族の範囲に関する規定を整備することとし、組合員または組合

員であつた者の死亡当時、その夫、父

母または祖父母については、五十五才以上でなければ遺族とはいきないこ

とになつておりますが、これを五十五才以上であることを要しないこととい

うしておられます。ただし、遺族年金につきましては、五十五才までその支給

を停止することいたしております。

なお、本案は、さきに參議院において修正議決の上、本院に送付されたものであります。

て、昭和三十五年七月一日から恩給の基礎在職年に算入されることとなりま

した旧軍人、旧進軍人または旧軍属の恩給の基礎となつた七年以上十二年未

七年未満の在職年数を組合員期間に算入することとともに、軍人一時

恩給の基礎となつた七年以上十二年未

七年未満の在職年数を組合員期間に算入することいたしております。また、軍人

普通恩給を受ける権利は受給権者の希望によつて消滅することとし、この場合、その基礎となつてゐる在職年数を組合員期間に算入することいたしてあります。

第二は、國家公務員共済組合法の例にならない、新たに、組合員期間十年以上二十年未満の組合員が死亡した場合にも遺族年金を支給することができる

ことといたしたのであります。
第三は、遺族の範囲に関する規定を整備することとし、組合員または組合

員であつた者の死亡当時、その夫、父

母または祖父母については、五十五才以上でなければ遺族とはいきないこ

とになつておりますが、これを五十五才以上であることを要しないこととい

うしておられます。ただし、遺族年金につきましては、五十五才までその支給

を停止することいたしております。

なお、本案は、さきに參議院において修正議決の上、本院に送付されたものであります。

て、昭和三十五年七月一日から恩給の基礎在職年に算入されることとなりま

した旧軍人、旧進軍人または旧軍属の恩給の基礎となつた七年以上十二年未

七年未満の在職年数を組合員期間に算入することとともに、軍人一時

恩給の基礎となつた七年以上十二年未

七年未満の在職年数を組合員期間に算入することいたしております。また、軍人

普通恩給を受ける権利は受給権者の希望によつて消滅することとし、この場合、その基礎となつてゐる在職年数を組合員期間に算入することいたしてあります。

第二は、國家公務員共済組合法の例にならない、新たに、組合員期間十年以上二十年未満の組合員が死亡した場合にも遺族年金を支給することができる

ことといたしたのであります。
第三は、遺族の範囲に関する規定を整備することとし、組合員または組合

第五条の五の次に次の二条を加え
る。
(地方債証券の共同発行)

第五条の六 証券を発行する方法に
よつて地方債を起こす場合においては、二以上の地方公共団体は、
議会の議決を経て共同して証券を
発行することができる。この場合
においては、これらの地方公共団
体は、連帶して当該地方債の償還
及び利息の支払の責めに任ずるもの
とする。

附 則

この法律は、公布の日から施行す
る。
理由
地方債の消化を促進するため、地
方公共団体は、地方債証券を共同発
行することができるものとし、この
場合においては、地方債の償還及び
利息の支払について連帶債務を負う
こととする必要がある、これが、こ
の法律案を提出する理由である。

○謹長(清瀬一郎君) 委員長の報告を
求めます。地方行政委員長濱田幸雄
君。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

○濱田幸雄君 登壇
〔濱田幸雄君登壇〕
した二つの法律案について、地方行政

委員会における審査の経過並びに結果
を御報告申し上げます。

まず、後進地域の開発に関する公共
事業に係る国の負担割合の特例に關す
る法律案について申し上げます。

わが国の経済の發展と国民福祉の向
上をはかるため、近時、地方開発の必要
性が特に強調せられ、これが対策とし
て、後進地域の立地条件を整備し、そ
の体質を改善して、いわゆる地域格差
を是正することがきわめて緊要なるこ
とは、申しまでもありません。そして、
今後、これらの後進地域における公共
事業を拡大するためには、財政力の乏
しい地域の開発に関する公共事業につ
き、国の負担割合を高め、当該地域の負
担を軽減することが必要であります。

この法律は、公布の日から施行す
る。

理由
方公共団体は、地方債証券を共同発
行することができるものとし、この
場合においては、地方債の償還及び
利息の支払について連帶債務を負う
こととする必要がある、これが、こ
の法律案を提出する理由である。

この法律は、公布の日から施行す
る。
理由
方公共団体は、地方債証券を共同発
行することができるものとし、この
場合においては、地方債の償還及び
利息の支払について連帶債務を負う
こととする必要がある、これが、こ
の法律案を提出する理由である。

本案は、以上のこととき現状に立脚し
て、後進地域の開発に関する公共事業
の実施をさらに推進するため、当該事
業についての国の負担割合を特に引き
上げようとするものであります。そ
の内容は大体次の通りであります。

第一に、適用団体の基準を、地方財
付税制度上の基準財政収入額の基準財
政需要額に対する比率に求めることと
して、都道府県における過去三年間の
右比率の平均がおおむね四六%であり
ますので、これを財政力指數の平均値
とし、それぞれの都道府県の財政力指
數が四六%に満たない場合には、その团
体に本法の適用をいたすこととしたし
ております。

第二に、適用事業の範囲は、河川、
海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、
地すべり防止施設、林道、道路、港
湾、漁港及び農業用施設の事業とし、
具体的には政令でこれを定めることと
いたしております。

第三に、国の負担割合の引き上げの
方法につきましては、財政力指數が最
も低い適用団体の引上率が二五%とな
るように定め、財政力の上昇に応じて
通減する方式によることといたしてお
りますが、その結果、適用団体の負
担割合が一割未満となる事業につきま
しては、最低限度一割は地方公共団体
が負担するよう日に国の負担割合を定め
ております。

この法律案についての国庫負担率の特
例制度といたしましては、現に地方開
発促進に基づく制度がありますが、
これらの制度は、必ずしも開発を必
要とする後進地域を網羅していない
のみならず、過去に赤字を出した団体
であるかどうかということに主眼を置
いておりませんので、地方公共団体相互間に
おける均衡を欠いており、地方財政の
現実に即しないものとなっているので
ござります。従つて、このような事情
にかんがみ、これら現行制度を再検討
して、新たに全国的に後進地域の開発
制度を設ける必要が生じております。

第四に、現行の地方財政再建促進特
別措置法及び各地方開発促進法の規定
による国の負担割合の特例は、都道府
県については廃止することを建前と
し、三十八年度までに漸進的に本法に
おきる法律案について申し上げます。

本案は、三月三日本委員会に付託さ
れ、同九日渡海自治政務次官より提案
の説明を聴取し、慎重に審査を行
なしました。その詳細につきましては
会議録によつて御承知いただきたいと
存します。

四月十八日質疑を終了し、本四月二十
日討論を省略して採決を行ないまし
たところ、全会一致をもつて原案の通
り可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し、自由民主党、日
本社会党及び民主社会党の共同による
附帯決議を付すべしとの動議が提出せ
られ、前田委員の趣旨弁明がありまし
た後、これを付することと決しました。

以上であります。

次に、地方財政法の一部を改正する
法律案について申し上げます。
本法案は、地方公共団体が証券を發
行する方法によつて地方債を起こす場
合において、信用力を補完し、その消
化を容易にするため、二つ以上の地方
公共団体が、議会の議決を経て、共同
して証券を發行することができるもの
とし、この場合においては、これらの
地方公共団体は、その地方債の償還及
び利息の支払いについて連帶債務を負
うこととしようとするものでございま
す。

本法の施行にあたり、政府は、本
法の意図する地域格差の是正を達成
するため、それぞの適用団体にお
ける開発が総合的効果をあげ得るよ
うに提案理由の説明を聴取し、慎重審

う配意するとともに、開発指定事業
の決定に際しては、とくに左記事項
の実現をはかるべきである。

一、災害関連事業並びに海岸保全施
設整備事業及び湖岸堤防整備事業
については、事業費の額による制
限を加える場合においても、その
額は最小限度に止めること。

一、河川事業については、小規模河
川改修事業をも対象事業とするこ
と。

一、砂防事業、治山事業及び地すべ
り対策事業については、適用河川
水系及び準用河川水系にかかるも
のをすべて対象事業とするこ
と。

一、河川事業については、小規模河
川改修事業をも対象事業とするこ
と。

一、砂防事業、治山事業及び地すべ
り対策事業については、適用河川
水系及び準用河川水系にかかるも
のをすべて対象事業とするこ
と。

昭和三十六年四月二十日 衆議院会議録第三十一号 講説を省略した議長の報告

査いたしましたが、これらの詳細については会議録に譲ります。

四月十八日本法案に対する質疑を終了し、本四月二十日討論を省略して採決を行ないましたところ、本法案は全会一致をもって原案の通り可決すべきものと決しました。

右、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 両案を一括して採決いたします。

両案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、両案は委員長報告の通り可決いたしました。

○議長(清瀬一郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時五十七分散会

出席國務大臣

郵政大臣 小金 義照君

自治大臣 安井 謙君

出席政府委員

大蔵政務次官 大久保武雄君

電気通信監理官 松田 英一君

(出席議員)

○朗読を省略した議長の報告

一、去る十八日、議長において、次の

一、今二十日、東京都第一区選出安井誠一郎君は応召し、当選証書の対照を終わった。

(理事補欠選任)

一、昨十九日、文教委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

理事 高津 正道君 (理事山崎始男君昨十九日理事辞任につきその補欠)

○議長(清瀬一郎君) 両案を一括して採決いたしました。

右、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 両案を一括して採決いたしました。

一、去る十八日、議長において、次の通り常任委員の辞任を許可した。

常任委員 高夫君 内藤 隆君

農林水産委員 亀岡 高夫君 内藤 隆君

農林水産委員 内藤 隆君 亀岡 高夫君

農林水産委員 亀岡 高夫君 足鹿 覚君

(議案提出)

一、去る十九日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内藤 隆君 亀岡 高夫君

足鹿 覚君 亀岡 高夫君

福永 一臣君 亀岡 高夫君

湯山 勇君 亀岡 高夫君

中馬 辰猪君 亀岡 高夫君

綱島 正興君 亀岡 高夫君

足鹿 覚君 亀岡 高夫君

湯山 勇君 亀岡 高夫君

中馬 辰猪君 亀岡 高夫君

綱島 正興君 亀岡 高夫君

足鹿 覚君 亀岡 高夫君

湯山 勇君 亀岡 高夫君

中馬 辰猪君 亀岡 高夫君

綱島 正興君 亀岡 高夫君

足鹿 覚君 亀岡 高夫君

湯山 勇君 亀岡 高夫君

中馬 辰猪君 亀岡 高夫君

綱島 正興君 亀岡 高夫君

足鹿 覚君 亀岡 高夫君

湯山 勇君 亀岡 高夫君

中馬 辰猪君 亀岡 高夫君

綱島 正興君 亀岡 高夫君

足鹿 覚君 亀岡 高夫君

一、去る十八日委員会に付託された議案は次の通りである。

地方交付税法の一部を改正する法律案(川村継義君外九名提出)

二、去る十八日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

日本国とバキスタンとの間の友好通商条約の締結について承認を求める件

一、去る十八日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

一、去る十八日議員から提出した議案は次の通りである。

公職選挙法の一部を改正する法律案(島上善五郎君外七名提出)

政治資金規正法の一部を改正する法律案(島上善五郎君外七名提出)

一、去る十八日委員会に付託された議案は次の通りである。

公職選挙法の一部を改正する法律案(島上善五郎君外九名提出)

政治資金規正法の一部を改正する法律案(島上善五郎君外七名提出)

一、去る十八日予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

鉄工業技術研究組合法案

一、去る十八日予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

農業生産組合法案(芳賀賀君外十一名提出)

一、去る十八日予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

地方交付税法の一部を改正する法律案(川村継義君外九名提出)

一、去る十八日予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

農業生産組合法案(芳賀賀君外十一名提出)

一、去る十八日予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

農業生産組合法案(芳賀賀君外十一名提出)

(質問書提出)

一、昨十九日議員から提出した質問主意書は次の通りである。

道路運送法の一部改正に関する質問案(川村継義君外九名提出)

二、去る十八日参議院に送付した条約(条件付)

一、去る十八日委員会に付託された議案は次の通りである。

日本国とバキスタンとの間の友好通商条約の締結について承認を求める件

一、去る十八日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

一、去る十八日議員から提出した議案は次の通りである。

公職選挙法の一部を改正する法律案(島上善五郎君外九名提出)

政治資金規正法の一部を改正する法律案(島上善五郎君外七名提出)

一、去る十八日委員会に付託された議案は次の通りである。

公職選挙法の一部を改正する法律案(島上善五郎君外九名提出)

政治資金規正法の一部を改正する法律案(島上善五郎君外七名提出)

一、去る十八日予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

鉄工業技術研究組合法案

一、去る十八日予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

農業生産組合法案(芳賀賀君外十一名提出)

一、去る十八日予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

地方交付税法の一部を改正する法律案(川村継義君外九名提出)

一、去る十八日予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

農業生産組合法案(芳賀賀君外十一名提出)

一、去る十八日予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

農業生産組合法案(芳賀賀君外十一名提出)

一、去る十八日予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。